

板橋区医療廃棄物取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清掃事業の円滑な執行にあたって、事業活動に伴って医療関係機関等から排出される廃棄物(医療廃棄物)等処理の基本的な考え方及び、処理方法を定め、あわせて、収集に際しての安全作業を確保することを目的とする。

(収集対象医療関係機関)

第2条 区が収集する医療関係機関等(以下「指定医療機関」という。)は、原則として、次の各号に該当する医療関係機関とする。

- (1) 常時使用する従業員が20人以下の医療関係機関。
- (2) 一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の排出日量(平均)が50kg未満の医療関係機関。ただし、衛生検査所、医療関係研究所を除く。

(収集対象廃棄物)

第3条 区が指定医療機関から収集する廃棄物は、当該医療関係機関から発生する一般廃棄物及び一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物とする。

ただし、感染性廃棄物(指定医療機関内で法で定められた滅菌処理により非感染性廃棄物となったものを除く)及び注射針等鋭利なものについては、収集しないものとする。

(区が収集する場合の手続き等)

第4条 指定医療機関が区に廃棄物の収集を依頼するときは、医療廃棄物処理依頼書兼報告書(第1号様式)に所要事項を記載のうえ、所管の清掃事務所に申請しなければならない。

- 2 清掃事務所は、前項の申請を審査し、収集することを決定したときは、収集を開始し、収集しないことを決定したときは、その旨を申請者へ通知するものとする。
- 3 前項による収集の決定は、収集期間を2年間とし、指定医療機関は当該期間終了後に改めて第1項の申請を行わなければならない。
ただし、年度途中で新たに申請があった場合は、既に承認を受けている他の指定医療機関の収集期間に合わせるものとする。

(医療廃棄物の排出)

第5条 指定医療機関が医療廃棄物を排出するときは、次の各号に従い、板橋区指定ステッカー(第2号様式)を貼付するものとする。

- (1) 感染性廃棄物のうち、指定医療機関内で法で定められた滅菌処理により処理した廃棄物については、ごみ容器等に緑色のステッカーを貼付する。
 - (2) 非感染性廃棄物については、ごみ容器等に青色のステッカーを貼付する。
- 2 板橋区指定ステッカーには、当該指定医療機関名、管理責任者、排出月日を記入する。

(医療廃棄物の取扱い方法)

第6条 清掃事務所は、指定医療機関が医療廃棄物を集積所に出す場合、板橋区指定ステッカー及び板橋区有料ごみ処理券を貼付して出すよう指導する。

- 2 清掃事務所収集職員(以下「収集職員」という。)は、板橋区指定ステッカーの貼付を確認のうえ、当該廃棄物に十分注意を払い収集作業を行う。
- 3 医療廃棄物であることが明らかであるにもかかわらず、板橋区指定ステッカーが貼付されていない場合の取扱いは、次の各号のとおりとする。
 - (1) 排出者を確認できた場合は、収集の際、その場で直接指導する。

(2) 排出者を確認できない場合は、清掃事務所へ連絡し指示を受ける。

(区長の指定する処理施設に自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して持込む場合の手続き)

第7条 医療関係機関等は区に収集を依頼するほか、次の各号に該当する廃棄物を、区長の指定する処理施設に自ら又は一般廃棄物収集運搬業者に委託して処理することができる。この場合において、医療関係機関等は、あらかじめ医療廃棄物排出状況申告書(第3号様式。以下「排出状況申告書」という。)により、所管の清掃事務所に申請しなければならない。

(1) 感染性廃棄物を法令に定められた方法により滅菌処理し、非感染性廃棄物となった一般廃棄物。ただし、第2条に規定する指定医療機関から排出されたものに限る。

(2) 当初から非感染性の一般廃棄物

(3) 非医療廃棄物(医療行為以外の事業活動に伴って生じた一般廃棄物。)

2 清掃事務所は、前項の排出状況申告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、当該申請者に対し医療廃棄物排出状況確認書(第4号様式)を交付するものとする。

3 前項の承認期間は、2年間とする。

4 医療関係機関等から第1項各号に該当する廃棄物の収集運搬の委託を受け、区長の指定する処理施設に持込む一般廃棄物収集運搬業者(以下「収集運搬業者」という。)は、医療関係機関収集届(第5号様式)に次に掲げる書類を添付して、当該医療関係機関等を所管する清掃事務所に提出しなければならない。

(1) 医療廃棄物排出状況申告書の写し

(2) 医療関係機関等との契約書の写し

5 医療関係機関等が収集運搬業者を変更する場合には、医療廃棄物持込変更届(第6号様式)に次に掲げる書類を添付して、所管する清掃事務所に提出しなければならない。

(1) 医療廃棄物排出状況申告書の写し

(2) 一般廃棄物収集運搬業者との契約書の写し

(区長の指定する処理施設以外に持込む場合の手続き)

第8条 収集運搬業者が区長の指定する処理施設以外の中間処理施設等に持込む場合は、医療関係機関収集届に次に掲げる書類を添付して、所管する清掃事務所に提出しなければならない。

(1) 医療関係機関等との契約書の写し

(2) 中間処理施設等との契約書の写し

(3) 中間処理施設等の所在地の行政機関の許可証の写し

(実績報告)

第9条 清掃事務所は、収集運搬業者及び収集運搬業者が搬入した処分業者に、医療廃棄物処理実績報告書(第7号様式)を提出させなければならない。

(在宅医療廃棄物の取扱い)

第10条 清掃事務所は、在宅医療等に伴い家庭から排出される廃棄物(在宅医療廃棄物)のうち、注射針等鋭利なもの及び感染の危険のあるものは、診療、指導を行った医療機関で回収するよう指導、周知する。また、医師の処方箋に基づいて薬局で購入した注射針は販売した薬局で回収するよう指導、周知する。

2 前項以外の在宅医療廃棄物で、医師等により感染の危険性が無いと判断されたものについては、正しく分別し、適切な排出方法により排出するよう指導する。

3 適切な排出方法でない容器等が集積所に排出された場合の取扱いは、第6条第3項に

準じる。

(注射針等の取扱い)

第11条 収集職員は、区が収集しない注射針等がむき出しのまま排出されていた場合、当該注射針を収集車に積み込まずに、清掃事務所へ連絡し指示を受ける。

2 収集職員は作業中に誤って注射針等を刺したときは、直ちに作業を中止し、清掃事務所に状況を連絡したうえで、医療機関で適切な治療を受ける。

なお、その際、災害発生状況等の事情を説明し、公務災害である旨を伝える。

(清掃事務所の対応)

第12条 清掃事務所は、第6条第3項、第10条第3項及び前条により収集職員から連絡を受けたときは、技能長等が次のとおり対応する。

(1) 当該現場に直ちに赴き、排出状況と排出者の確認調査を行う。

(2) 排出者を確認できた場合は、医療廃棄物の正しい出し方について、個別に指導する。

(3) 排出者を確認できなかった場合は、注射針等に直接手を触れず、安全を確認のうえ、金属缶等の堅牢な容器に入れ、清掃事務所へ持ち帰り、適切に処理する。

(血液等の付着した鋭利なもの等の取扱い)

第13条 清掃事務所は、往診又は在宅医療に伴い生じた血液等の付着した鋭利なもの等については、確実に当該医療機関に戻すよう指導、周知を行う。

(委任)

第14条 この要綱に定めのない事項については、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年3月31日以前に東京都に対して申請した廃棄物処理申請書については、区長に対して申請したものとみなす。

付 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

医療廃棄物処理依頼書兼報告書

年 月 日

あて先 板橋区長

依頼者 医療機関名
 (報告者) 管理者氏名
 所在地
 電話番号 ()

医療廃棄物の処理について、次のとおり依頼又は報告いたします。

1 管理責任者、業態及び規模 (必ず記入してください。)

管理責任者	職 氏名
業態及び規模	① 病院 ② 診療所 (一般・歯科) ③ 介護老人保険施設 ④ 助産所 ⑤ 動物の診療施設 ⑥ その他 () (従業員数 名) (病床数 床)

2 板橋区に処理を依頼する廃棄物 (板橋区に収集運搬・処分を依頼する場合に記入してください。)

板橋区に処理を依頼する廃棄物の種類及び日量	種 類	感染性廃棄物 ※非感染性に処理したもの	非感染性廃棄物 ※最初から非感染性のもの	非医療廃棄物	合 計
	可燃ごみ	kg	kg	kg	kg
	不燃ごみ	kg	kg	kg	kg
感染性廃棄物を滅菌処理する方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾燥滅菌 ⑤ 煮沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法 ()				
保管場所の有無	① 有 ② 無				
排出場所	① 専用の保管場所 ② 集積所 (住所:) ③ その他 ()				
遵守事項	① 板橋区の処理計画に従って廃棄物を排出します。 ② 感染性廃棄物 (業者委託分) と非感染性廃棄物は区分して排出します。				

3 その他の廃棄物の処理状況 (上記「2」以外で自己又は業者委託で処理する場合に記入してください。)

廃棄物の種類及び日量	種 類	感染性廃棄物	非感染性廃棄物	非医療廃棄物	合 計
	一般廃棄物	kg	kg	kg	kg
	産業廃棄物	kg	kg	kg	kg
廃棄物を収集運搬・処分する者 (1)	(収集運搬) 名称	許可番号			号
	(処 分) 名称	許可番号			号
廃棄物を収集運搬・処分する者 (2)	(収集運搬) 名称	許可番号			号
	(処 分) 名称	許可番号			号
廃棄物を収集運搬・処分する者 (3)	(収集運搬) 名称	許可番号			号
	(処 分) 名称	許可番号			号

備考	
----	--

第2号様式

板橋区指定ステッカー

1 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法により非感染性廃棄物に処理したもの

滅菌処理済
医療機関名
管理責任者
排出年月日

緑色

2 最初から非感染性の廃棄物

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者
排出年月日

青色

医療廃棄物排出状況申告書

年 月 日

あて先 板橋区長

申告者 医療機関名
管理者氏名
所在地
電話番号 ()

区長の指定する処理施設に持ち込んで処理する医療廃棄物について、下記のとおり申告いたします。

申	管理責任者	職 氏名				
	業態及び規模	① 病院 ② 診療所（一般・歯科） ③ 介護老人保健施設 ④ 助産所 ⑤ 動物の診療施設 ⑥ その他（ ） (従業員数 名) (病床数 床)				
	発生する一般廃棄物の種類及び排出日量	種類	感染性廃棄物 kg	非感染性廃棄物 kg	非医療廃棄物 kg	合計 kg
告	上記のうち区長の指定する処理施設へ持ち込む一般廃棄物の種類及び日量	種類	感染性廃棄物 ※非感染性に処理したもの kg	非感染性廃棄物 ※最初から非感染性のもの kg	非医療廃棄物 kg	合計 kg
	感染性廃棄物を滅菌処理する方法	① 焼却 ② 熔融 ③ オートクレーブ ④ 乾熱滅菌 ⑤ 煮沸 ⑥ その他感染性病原体に有効な方法（ ）				
	持込予定回数及び量	1週間当たり回数 回		1回当たり持込量 kg		
欄	持込形態	① 自己持込 ② 委託		① 継続持込 ② 臨時（一時）持込		
	委託先	処理業者名称 代表者 所在地・電話番号 許可番号	許可番号 号			
	持込使用台数 持込車両の車両番号	台数	車両番号	車種	積載量（t）	
遵守事項	①感染性廃棄物は、非感染性廃棄物に処理した後、持ち込みます。 非感染性廃棄物に処理しない場合は専門業者に委託します。 ②廃棄物を入れた容器、袋には、区の指定したステッカーを貼付して持込みます。 ③その他、区の処理計画に従って、廃棄物を持ち込みます。					

(注) この申告書は医療機関が廃棄物を自ら区の処理施設に持込む場合又は処理業者に処理を委託する場合に事前に確認を受けるものです。

医療廃棄物排出状況確認書

様

板橋区長

上記の申告について下記のとおり確認いたします。

確認欄	持込先	清掃工場	中防埋立処分場
	確認年月日	年 月 日	
	有効期間	年 月 日 ~	年 月 日
	持込形態	自己持込 委託先（ ）	

年 月 日

(あて先) 板 橋 区 長

住 所
氏 名
法人にあつては、主たる事務所
の所在地・名称・代表者の氏名
電 話
業者番号

医療関係機関収集届

医療関係機関より排出される事業系一般廃棄物の収集・運搬
について、次のとおり届け出ます。

届 出 事 由	
作業場所及び処理量 運 搬 車 両	
収集開始年月日	

- 添付書類 1 医療廃棄物持込申請書 (写)
2 医療関係機関等との契約書 (写)
3 中間処理施設等との契約書 (写)
4 中間処理施設等の所在地の行政機関の許可証 (写)

提出部数 1部

※印欄は、記入しないこと。

受 付 欄
※

医療廃棄物持込変更届

年 月 日

(あて先) 板橋区長

(申請者) 医療機関名
 管理者
 所在地
 電話番号

年 月 日付で承認を受けた医療廃棄物等（一般廃棄物）の持込について、下記のとおり委託先を変更しましたので届出いたします。

持込先 承認年月日 承認有効期間	清掃工場 年 月 日 年 月 日 ~	中防埋立処分場 年 月 日
変更後の委託先		
処理業者名称 代表者 所在地・電話番号 許可番号	特別区許可 号	
変更前の委託先		
処理業者名称 所在地・電話番号 許可番号	特別区許可 号	

備考

- 1 添付書類
 - ①医療廃棄物持込承認書（写）
 - ②一般廃棄物収集運搬業者との契約書（写）
- 2 提出部数 2部

※印欄は、記入しないこと。

受付欄

※

許可番号
住 所
名 称

(法人にあつては、主たる事務所の商材地・名称)

担当者 _____

医療廃棄物処理実績報告書(年度分)

医療廃棄物から排出された廃棄物の処理実績について、次のとおり報告します。

収集・運搬 ・処分の区分	○収集・運搬 ○最終処分 ○処分(最終処分を除く)		一般廃棄物 の種類	○厨芥等 ○医療廃棄物	運搬(処理)先 の名称・所在地	①	f の処分先
	廃 棄 物 の 内 訳				計	②	
医療関係機関名	感染性廃棄物 a (滅菌なし)	感染性廃棄物 b (非感染性廃棄物に処理済み)	非感染性廃棄物 c	非医療廃棄物 d	e=a+b+c+d	感染性廃棄物(滅菌なし)の焼却残渣物等の 排出量 f	
(箇所) 計							

- 1 この報告は、毎年4月1日から翌年3月31日までのものを取りまとめ4月30日までに、管轄の清掃事務所に提出すること。
- 2 感染性廃棄物(滅菌なし)については、一般廃棄物の取り扱う種類が「医療廃棄物」の許可を取得している業者のみ取り扱える。